

(c) アルコール飲料に関連するもの	(b) 石油及び石油製品に関連するもの	<p>注1 公共卸売市場とは、地方公共団体又は地方公共団体の委託を受けた事業者が、生鮮食品、肉類、野菜、果物、食料品、日用品、海産物、その他の物品を、供給する場所を指す。</p> <p>(a) 石油、石油製品及びアルコール飲料に公共卸売市場(注)において提供されるサービス以外のもの</p> <p>D フランチャイズ・サービス (CPC八九二九)</p> <p>C 小売サービス (CPC六三三、六三三、六一一、六一一、六一一、六一一)</p> <p>B 卸売サービス (CPC六二二、六二二、六一一、六一一)</p> <p>A 問屋サービス (CPC六二二、六一一、六一一)</p> <p>4 流通サービス</p>
SS	SS	SS
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与するサービスの数は、制限することができる。 (4) サービス提供者に付与するサービスの数は、制限することができる。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法に従って事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

<p>注1 日本国において学校教育として提供されるもの(注1) (注2)</p> <p>(CPC九二一〇**、九二一九)</p> <p>初等教育サービスであつて、学校教育として提供されるもの(注1) (注2)</p> <p>5 教育サービス</p> <p>A 初等教育サービス</p> <p>保育所が提供する就学前教育サービス (CPC九二一〇**)</p> <p>保育サービス (CPC九三三三二)</p> <p>(b) その他</p> <p>E その他</p> <p>(a) 熱供給の卸売及び小売のサービス</p> <p>(d) 公共卸売市場において提供されるもの</p>				
SS	SS	SS	SS	SS
(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 学校設置機関は、学校法人(注)が設置しなければならない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) サービス提供者に付与するサービスの数は、制限することができる。 (4) 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)に定める中央公共卸売市場に於ける法律によつて設立された法人でなければならぬ。
(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法に従って事前の届出が必要である。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。